

創業に当たっての基礎知識

- I 開業までに必要なもの
- II 創業にあたっての届出
- III 開業資金の調達
- IV 事業計画書の作り方

創業に当たっての基礎知識2

- Ⅲ 従業員の雇用
- Ⅳ 国等の支援策
- Ⅴ 経理の基礎知識
- Ⅵ 税金の基礎知識

I 個人と会社組織と、どちらがとくか？

事業形態には個人事業と会社組織（法人）があります。また、会社には、合名、合資、有限、株式の4種類があり、有限会社か株式会社が一般的です。

	法人（青色申告）		個人事業	
	株式会社	有限会社	青色申告	白色申告
創業手続きと費用	定款・登記が必要。 費用30～45万円くらい	定款・登記が必要。 費用25～30万円くらい	登記不要	
派遣上の信用度・企業イメージ	事業を組織化して経営を行うので、派遣上の信用度が高く、企業イメージもよい。そのために良い人材を確保しやすい。		法人に比べると親しい面も多い。 「法人でない」と取引先に感じてもらえない場合もある。	
損益計算・経理の明確化・帳簿の作成	個人と会社をしっかりと区別するので、経理内容が明確になり、利益配分や財務状況を把握しやすく、計画が立てやすい。なお、そのためには、会計処理の作業が非常に重要になる。		事業のお金と個人のお金が混同しやすいが、帳簿をしっかりつけることによりある程度明確にできる。 どんぶり勘定になりやすく、会計帳簿もいっしょに混同してしまいがち。帳簿による損益計算も可能。	
主税務関からの対応	個人と会社をしっかりと区別している。経理内容が明確になっている等により、個人事業者よりも対応が受けやすい。		会計帳簿の作成状況により、決まってくる。	
事業者（経営者）の給与	念理的に設定した役員報酬を毎月定額で受け取る（法人の経費）ことになり、給与所得控除の適用もある。		収入×必要経費＝事業者の所得 事業者の所得の対価と事業の利益が合算されてしまう。	
家族への給与（専従者給与）	分限の対価に見合う分について、世間並みの十分な給与がとれる。年間100万円以内の場合、配偶者控除・扶養控除を受けられることができる。		支出により専従者給与がとれる。（青色申告の特典）ただし、配偶者控除・扶養控除は受けられない。	
社会保険への加入	会社は社会保険に必ず加入することになるが、役員が家族従業員は自動的に加入することになる。		社会保険の加入は任意だが対象で、事業主及び家族従業員は、国民健康保険・国民年金に加入することになる。	
専業主婦の扶養控除	赤字の金額は、翌事業年度以後5年間の専業主婦の金額から引くことができる。（青色申告の特典）		赤字の金額は、専業主婦3年間の専業主婦から引くことができる。（青色申告の特典）	
その他、主な青色申告の特典	特設設備を取得した場合等の特別償却・税額控除など		青色申告特別控除（創業状況により10万円・45万円・60万円）を受けられる。また、特別償却・税額控除は法人と同様	
交際費の取り扱い	資本金の額によって限度額がある。 資本金1,000万円以下 年40万円 資本金1,000万円超5,000万円以下 年80万円 資本金5,000万円超 0円 （限度額にかがれず支出額の20%は損金不算入扱いとなる。）		業務の遂行上、必要と認められるものについては、経費計上が可能	
資本金	1,000万円以上	300万円以上	—	
役員の数	取締役3名以上 （うち代表取締役1名以上） 監査役1名以上 計4名以上	取締役1名以上 （代表取締役及び監査役は兼可でない）	—	
役員の内閣及び登記	用途により、取締役2年、監査役3年ごとに改選登記が必要	役員の変更があった場合、登記が必要	—	
消費税の課税事業者の判定	創業事業年度及び翌事業年度について、課税事業者になる。3年目以降については、基準期間の課税売上高により判定	資本金1,000万円未満であれば、創業事業年度及び翌事業年度について、免税事業者になる。3年目以降については、基準期間の課税売上高により判定（資本金1,000万円以上は株式会社と同様）	創業開始年及び翌年については、免税事業者になる。3年目以降については、基準期間の課税売上高により判定	
事業承継	事業の引き継ぎがスムーズにできる。		親から子へ移る場合は難しい面が多い。	

有限会社か、株式会社か

それぞれ長所・短所があります。

有限会社の長所 資本金は300万円が良い、役員が1名でも可、
役員の定期的な変更手続きが不要

有限会社の短所 一般的に社会的な評価が今一つ

株式会社の長所 賛同者がいれば多くの資本金を集め得る、
一般的に有限会社より社会的評価が高い

株式会社の短所 資本金1000万円が必要、役員計4名が必要、
役員 of 定期的な変更手続きが必要

株式会社、有限会社以外に合名会社や合資会社もありますが、
現実的に今そうした形態を採用する人は殆どいません。

しかし、業種や規模によっては、実質を追う場合、

これらは有効な方式でもあります。また格安で会社を設立する
ことが可能です。

Ⅱ 創業にあたって、どこにどんな届出がいるか？

MENU

個人と法人の届出関係を整理すると次のようになります。

